

専門地域調査士の活動実績に関する審査要領

(総則)

第1条 地域調査士認定規程細則(以下「細則」という。)第14条で定める専門地域調査士の更新に必要な地域調査に関する活動実績は、この要領に基づいて審査することとする。

(基本原則)

第2条 更新に際して、専門地域調査士が、地域の健全、かつ、持続的な発展に寄与する活動実績を有しているかを審査する。

(地域調査に関する実務経験の審査)

第3条 細則第14条第1項に定める地域調査に関する実務経験の審査は、公益社団法人日本地理学会実務経験に関する審査要領又は公益社団法人日本地理学会教授等の経験に関する審査要領を準用する。ただし、実務経験等に関しては、地域調査の社会的普及の観点から、認定委員会が妥当と判断する実務内容及び準用基準以下の経験年数を含むことができる。

(地域調査に関する発表や報告等の審査)

第4条 細則第14条第2項に定める地域調査に関する発表や報告等験の審査は、公益社団法人日本地理学会 実務経験に関する審査要領規を準用する。ただし、報告等に関しては、地域調査の社会的普及の観点から、認定委員会が妥当と判断する集会等を含むことができる。

(地域調査に関する論文や報告等の執筆の審査)

第5条 細則第14条第3項に定める地域調査に関する論文や報告等の執筆の審査は、公益社団法人日本地理学会 実務経験に関する審査要領規を準用する。ただし、報告等に関しては、地域調査の社会的普及の観点から認定委員会が妥当と判断する書誌等を含むことができる。

(附則) この実施要領は令和2年4月1日より施行する。

(2020年2月15日 2019年度第4回地域調査士認定委員会承認)